

# ○共立蒲原総合病院組合公告式条例

〔昭和36年9月18日〕  
〔条例第18号〕

改正 昭和58年3月22日条例第2号

平成25年3月26日条例第2号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

共立蒲原総合病院組合掲示場 富士市中之郷2500番地の1

(規則に関する準用)

**第3条** 前条の規定は、規則に準用する。

(公示)

**第4条** 条例及び規則を除くほか、管理者の定める告示及び公告(以下「告示等」という。)を公示しようとするときは、公示の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の公示にこれを準用する。

(議会の定める規則の公表)

**第5条** 第2条の規定は、議会の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、第2条中「管理者」とあるのは、「議長」と読み替えるものとする。

(施行期日の指定)

**第6条** 規則(議会の定める規則を含む。以下同じ。)又は告示等は、それぞれ当該規則又は告示等をもって、特に施行期日を定めることができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和58年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年5月1日から適用する。

**附 則** (平成25年3月26日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。